

酒々井町第10期高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定業務委託に関する仕様書

1. 業務名

酒々井町第10期高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定業務委託

2. 期間

契約締結日から令和9年3月19日（金）まで

3. 目的

国や県の動向、酒々井町高齢者の状況等を的確に把握し、酒々井町が取り組むべき課題や高齢者福祉施策の方向性、サービス目標量等を定める、第10期高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画（以下、「第10期計画」という。）を策定することを目的とする。

なお、第10期計画には、共生社会の実現を推進するための認知症基本法第13条に基づき、市町村認知症施策推進計画の内容を包含するものとする。

4. 年度別業務内容

【令和7年度】

(1) 前期（第9期）計画の進捗管理

地域包括ケア「見える化」システムを活用し、介護サービス見込み量の、計画値と実績値の乖離状況について分析を行い、乖離の要因等について分析資料を作成する。

(2) 基礎的な地域データ及び資料の整理分析

高齢者福祉・介護保険をめぐる施策動向、酒々井町の概要及び社会経済的特性、地域福祉資源の整備状況、高齢者の現況動向及びサービスの利用状況等について、町総合計画等の各種計画との整合性を図りつつ、酒々井町事務局が提供するデータ資料や地域包括ケア「見える化」システムを活用し、現状把握・分析等を行う。

(3) 住民意識（アンケート）調査の実施

- ・計画策定のための基礎資料として次のとおりアンケート調査を実施する。
- ・調査対象・調査時期・標本数については予定数であり、国の動向によっては今後変更になる可能性あり。

①日常生活圏域ニーズ調査の実施

日常圏域ごとの高齢者の意識、生活実態、健康状態、介護環境等を調査し、日常生活や地域における課題、サービスの利用状況、ニーズ等の把握を行う。

調査票の印刷、配布・回収に必要な作業は、受託者が行う（必要な費用についても受託者が負担する）。受託者は調査票の設計及び委託者から受領した回収票の入力・集計・分析を行い、調査結果を報告書としてとりまとめる。

受託者は、調査結果について地域包括ケア「見える化」システムに登録できる形式へデータ加工を行い、データ投入について支援を行う。

【日常生活圏域ニーズ調査の実施概要】

調査対象	65歳以上の一般高齢者及び要支援1・2の高齢者
配布数	1種 1500票（回収率70%見込み）
調査方法	郵送調査等
集計方法	単純集計、属性別クロス集計、その他分析上必要な設問間のクロス集計

②在宅介護実態調査の実施

「地域包括ケアシステムの構築」という観点に加え、「介護離職をなくしていくためにはどのようなサービスが必要か」といった観点を盛り込むため、「高齢者等の適切な在宅生活の継続」と「家族等介護者の就労継続」の実現に向けた介護サービスの在り方を検討するため調査を行う。

調査票の印刷、配布・回収に必要な作業は、受託者が行う（必要な費用についても受託者が負担する）。受託者は調査票の設計、及び委託者から受領した回収票の入力・集計・分析を行い、調査結果を報告書としてとりまとめる。

受託者は、調査結果について地域包括ケア「見える化」システムに登録できる形式へデータ加工を行い、データ投入への支援を行う。

【在宅介護実態調査の実施概要】

調査対象	在宅で要支援・要介護認定を受けている方
配布数	1種 300票（回収率70%見込み）
調査方法	郵送調査等
集計方法	単純集計、属性別クロス集計、その他分析上必要な設問間のクロス集計

(4) 高齢者保健福祉計画推進懇談会の運営支援

計画内容を審議するために設置される高齢者保健福祉計画推進懇談会（1回程度）の運営について、会議資料（原データ）及び会議録の作成をするとともに、協議事項に関するアドバイス等の支援を行う。

(5) 本業務に関する情報提供支援

本計画は、国の方針を勘案しながら策定を進めるとともに、地域包括ケアシステムの深化・推進に向け、全国の幅広い先進事例や同規模自治体の取組内容を参考にすることも必要である。受託業者は本計画の策定に関する情報及び介護保険法等の改正に伴う例規（条例、規程・要綱等）に関する国・県・他市町村の情報を適宜提供しアドバイス等の支援を行う。

(6) 打合せ協議等

本業務を適正かつ円滑に実施するため、業務責任者と監督員は常に密接な連絡を取

り、業務の方針及び条件等の疑義を正すこととし、その内容についてはその都度受託者が書面（打合せ記録簿等）に記録し、相互に確認することとする。

なお、業務責任者又は業務担当者は必要に応じて発注者を訪問し、本業務の進捗状況の報告もしくはその他必要な打合せを行うものとする。

【令和 8 年度】

（１）給付実績集計・分析の実施

委託者が提供する国民健康保険団体連合会給付実績データ等（地域包括ケア「見える化」システムによるデータ等）に基づき、介護認定者の推移、サービスの利用状況、給付実績に関する給付状況の分析を行う。

受託者は必要に応じて、地域包括ケア「見える化」システムを使用し、分析及び推計作業を行う。

（２）サービス目標量の設定

町総合計画等との整合性を図りつつ、第 10 期計画の前提となる将来人口及び高齢者人口を設定し、介護認定者数、介護保険サービス利用者数を推計するとともに、介護保険サービス見込量、介護保険給付費の推計を行う。また、第 10 期計画に計上する高齢者福祉施設・介護保険施設の整備計画を検討するに当たり、長期的な介護保険サービスの需給見込みを推計し、施設の必要性について試算する。

介護保険料については、これらの推計や試算に基づき、第 10 期計画期間及び令和 14 年度までの保険料を推計し、資料を作成する。

（３）高齢者保健福祉計画の施策・事業の実施状況の評価及び課題のとりまとめ

前期（第 9 期）計画における施策・事業の実施状況について、調査シートの作成及び結果のとりまとめを行い、評価を行う。令和 7 年度に行ったアンケート調査の結果を基に新たな施策・事業の提案を行う。

（４）計画骨子案・素案の作成

これまでの調査結果を踏まえて第 10 期計画及び酒々井町の認知症施策等の基本課題や施策方向を整理し、今後の重点課題と施策の目標・体系をとりまとめた計画骨子案、計画素案を作成し、内容の協議を委託者で行う。

（５）パブリックコメントの実施支援

計画素案についてのパブリックコメントを委託者が実施するにあたり、実施方法やとりまとめに関するアドバイスや、質問の回答書作成の支援を行う。

（６）高齢者保健福祉計画推進懇談会の運営支援

計画内容を審議するために設置される高齢者保健福祉計画推進懇談会（2 回程度）の運営について、会議資料（原データ）及び会議録の作成をするとともに、協議事項に関するアドバイス等の支援を行う。

(7) 第10期計画案の作成

パブリックコメント及び高齢者保健福祉計画推進懇談会の意見を受け、素案に適宜加筆・修正を加え、計画案を作成する。計画案には、第10期計画期間及び令和14年度までの介護保険サービス見込量等を記載するものとする。

(8) 本業務に関する情報提供支援

本計画は、国の方針を勘案しながら策定を進めるとともに、地域包括ケアシステムの深化・推進に向け、全国の幅広い先進事例や同規模自治体の取組内容を参考にすることも必要である。受託業者は本計画の策定に関する情報及び介護保険法等の改正に伴う例規（条例、規程・要綱等）に関する国・県・他市町村の情報を適宜提供しアドバイス等の支援を行う。

(9) 打合せ協議等

本業務を適正かつ円滑に実施するため、業務責任者と監督員は常に密接な連絡を取り、業務の方針及び条件等の疑義を正すこととし、その内容についてはその都度受託者が書面（打合せ記録簿等）に記録し、相互に確認することとする。

なお、業務責任者又は業務担当者は必要に応じて発注者を訪問し、本業務の進捗状況の報告もしくはその他必要な打合せを行うものとする。

5. 成果品

<令和7年度>

- ・アンケート調査報告書（A4判縦置き横書き、各100頁程度、1色刷）：20部ずつ
- ・上記データ一式
- ・情報提供資料一式
- ・9期計画進捗管理の分析結果資料

<令和8年度>

- ・第10期計画（A4判縦置き横書き、100頁程度、1色刷）：80部
- ・第10期計画概要版（A4判縦置き横書き、8頁程度、4色刷）：50部
- ・上記データ一式
- ・情報提供資料一式
- ・保険料推計に関する資料

6. その他

- ・本仕様書に記載されていない業務が発生した場合は、双方で協議し、対応の可否を含めて別途決定すること。
- ・当該計画に係る事項について、今後新たな方針が国及び県から示されるなど状況が変化した場合には、委託者と協議の上、本業務内容を変更することができる。

以上